



# 向島法人会だより 428

P2 第10回  
通常総会次第

P3 令和3年度  
向島法人会事業計画(案)

P4 令和3年度  
税制改正大綱  
— 法人会の税制改正提言 —



～ 中小企業向けの  
法人税の軽減税率は2年延長、  
固定資産税は据え置きなど ～

P6 税務署だより  
令和3年4月1日より、  
税込価格の表示(総額表示)が  
必要になります。

P8 第14回 墨東企談



父から受け継いだ  
「お客様に喜んでいただけたら嬉しい」と  
という思いを「ご」までも大切に。

有限会社 亀屋  
代表取締役 佐伯 信郎さん

向島法人会  
だより  
特別  
クーポン  
詳しくは中面を  
ご覧ください。

P10 都税事務所だより  
5月は自動車税種別割の  
納期です。

P11 租税教室開催しました。



従業員の退職金準備は **特退共**

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人  
東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



一筆啓上

桜の花の美しい季節になりました。

日本に生まれて良かったと感じられる瞬間です。コロナ禍の中、自然界はどんな状況でも春は必ずやって来るんだと、嬉しくなります。この度、我が社も先代から含めて、48年間お世話になった事務所に、感謝と敬意を表して、新しい事務所に移転をし、事業をスタートすることになりました。道の曲がり角にさしかかり、その先に何かあるかわかりませんが、きっと良いことがあると信じて、何事もポジティブに取り組んで行こうと考えております。また東向島第五支部の支部長を、森野様の後任として務めさせていただきますことになりました。まだまだ未熟者ではありますが、法人会の活動に協力出来たらと思っています。

東向島第五支部

土生津 礼子

はぶつれいこ

# 令和3年度 向島法人会事業計画(案)

向島法人会は全法連の定める理念に則して、全国の法人会と連携しながら、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及、納税意識の高揚等、税の活動を中心に企業の発展を支援する為の活動を行っています。向島法人会は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の積極的な開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育、更には企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。

コロナ感染症の影響で思うような活動が実施できない昨今ではありますが、今年も状況を見ながら会員のため、「無理なく、無駄なく」をスローガンに掲げ楽しい会活動を展開してまいります。今後も更なる充実した活動をめざして取り組んでいきたいと、ご協力をお願いします。

## 1 事業の活性化

- 税に関する事業活動の強化
- 交流事業の積極的な促進
- 会員増強と経営者大型保障制度加入勧奨運動の強化
- 広報活動の強化

## 2 財政の再建

- 経費削減
- 各事業を見直し、収支バランスを考えた実費負担
- 借入金の縮小

令和3年度事業計画は次のとおりです。

### 公益目的事業 1

#### 1. 税知識の普及活動

- (1) 新設法人説明会・決算法人説明会の開催
- (2) 税務懇談会の開催（支部・ブロック・部会）
- (3) 税法・源泉部会研究会
- (4) 租税教室の開催

#### 2. 納税意識の高揚活動

- (1) 「税を考える週間」くらしと税金展・納税表彰・記念講演会
- (2) 広報誌による税情報の発信
- (3) 税に関する絵はがきコンクール
- (4) ホームページによる税情報の発信

#### 3. 税制税務の調査研究と提言

- (1) 提言の取り纏め活動と提言要請活動
- (2) 税務行政での定期的協議
- (3) 全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラム

### 公益目的事業 2

#### 企業の健全な発展に資する事業

- (1) 簿記会計講座の開催
- (2) 中小企業会計セミナー
- (3) 自主点検チェックシートの活用推進
- (4) 経済講演会の開催

### 公益目的事業 3

#### 地域社会への貢献活動

- (1) チャリティ・クリスマスの開催
- (2) 東日本大震災復興支援活動
- (3) 地球温暖化対策報告書の提出推進活動
- (4) 地域交流イベントとボランティア活動

### 収益事業

#### 公益事業等を推進補完する事業

- (1) 簡易保険団体払込制度の普及促進
- (2) 賃貸事業・貸し会議室
- (3) 受託事業（問税会・優申会）

### 会員の交流に資する事業

- (1) 賀詞交歓会の開催
- (2) 移動研修会（バス見学研修会）の開催
- (3) ボウリング大会の開催
- (4) チャリティ・ゴルフ大会の開催
- (5) ビーチボールバレー大会の開催
- (6) 婚活パーティの開催
- (7) 防災講習会の開催

### 会員の福利厚生に資する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進事業
- (2) 経営保全プランの普及推進事業
- (3) がん保険制度の普及推進事業
- (4) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進事業
- (5) 人間ドック
- (6) その他福利厚生に資する事業

### 法人会の目的達成のための事業

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 委員会・支部長会ほか役員会の開催
- (4) 上部機関の諸会議への出席
- (5) その他事業に必要な施策事項の検討
- (6) 組織強化、会員増強運動

## 第10回

# 通常総会次第

**開催日** 令和3年6月4日(金) 15時00分

**場所** 東京東信用金庫 本店 8階大会議室

**受付** 14時30分

## 次第

### 第一部 審議事項

15時00分～16時15分

#### 表彰(大型保障) 表彰伝達

- 1 定足数報告
- 2 開会の辞
- 3 会長式辞
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議事

#### ●第1号議案

令和2年度  
事業報告承認の件

#### ●第2号議案

令和2年度  
決算報告及び監査報告承認の件

#### (報告事項)

- (1) 令和3年度事業計画報告の件
- (2) 令和3年度予算書報告の件

#### ●第3号議案

任期満了に伴う役員改選の件

### 【臨時理事会】

16時25分～16時35分

場所 東京東信用金庫 本店 2階会議室

### 第二部 報告・祝辞

16時45分～16時55分

#### 7 臨時理事会報告

#### 8 来賓祝辞

向島税務署長 本橋 稔 様

#### 9 会長挨拶

#### 10 閉会の辞

### 向島税務署より連絡

17時00分～17時20分

「総額表示の義務付け」と  
「適格請求書等保存方式」について

※本年度、懇親会は開催致しません

## 令和3年度 税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

# 中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。  
法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウイズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### デジタルトランスフォーメーション

投資促進税制の創設  
青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設・増設などをした場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられます。

### 研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。  
令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の

5%が上乘せされます。

### 所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合は、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

### 中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

### 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

青色申告法人が産業競争力強化

した場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

## 相続税・贈与税

### 国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

### 住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅 消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅 消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅 消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅 消費税率8%以下	500万円

税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては10%に控除額が拡大されます。

中小企業向け税制  
中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、  
①不動産業、②物品賃貸業、③料亭・バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

## 所得税・住民税関係

### 住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。  
住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1000万円を超える年については、適用されません。

同族会社が発行した社債の利子  
同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されます。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

訂正等履歴要件及び相互関連要件など従来要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

### スキヤナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

### 固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍による対応となります。

## その他

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

### 電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…  
TSK税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL 03-5363-5958  
FAX 03-5363-5449  
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

子育て助成の非課税  
国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

## 消費税関係

### 課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

電気ガス供給施設利用権の範囲  
調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

### 産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

20万円以下の国際郵便による輸出  
20万円以下の国際郵便で輸出を

## よくあるご質問 (FAQ)

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」(平成25年9月10日 消費者庁)をご覧ください。



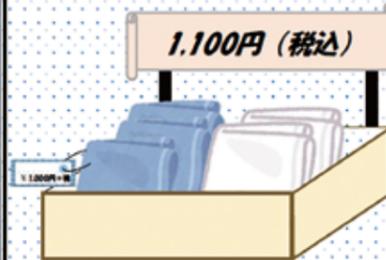
Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。



※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm)



# 令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります!

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の時札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

## ◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

## ■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

# 墨東企談

## 有限会社 亀屋

私たちは、「美味しさ」という幸せを与えられる仕事をしています。コロナ禍で元気がない人、大変な人に少しでも笑顔になっていたように、スタッフみんなでも「美味しさ」と「笑顔」「元気」を日々届けられるよう頑張っています。



有限会社 亀屋  
代表取締役

### 佐伯 信郎さん

墨田区で生まれ育った人なら知らない人はいないほど地元で愛されている、誰もが大好きなパン屋さん「かめばん」の佐伯社長にお話を伺いました。

### コロナでつながる コラボ商品開発の和

今回の取材で佐伯社長が開口一番にお話ししてくださったのは、4月4日から販売された「料亭きよし」と「亀屋」さんのコラボ商品「料亭たまごサンド」のお話。厚焼き卵、だし巻き卵は「料亭きよし」の職人さんが作り、その卵焼きにあったパンの開発を「亀屋」さんがされています。(取材日4月1日)

昨年から続くコロナウィルス感染症対策の影響で厳しい状況が続く飲食店の経営。何かお手伝いできることはないかと考えておられた中、料亭きよしの女将さんから佐伯社長にお声がかかり、「料亭たまごサンド」の商品化が実現しました。

「料亭たまごサンド」は、ソラマチの観光協会ブースでのお披露目会や錦糸町パルコでイベントなどを取り組まれ、街おこしの一環となるようにプロモーションを行ったそうです。(「料亭たまごサンド」は、石窯パン工房SALMIVA(向島店)で販売されます。)



料亭たまごサンド「あまめちゃん」



料亭たまごサンド「だし女将」



maru-to-kame.tokyo

また、錦糸公園で予定されていたイベント「ソラのねマルシェ・パンとコーヒー祭り」。緊急事態宣言延長で今回は延期になってしまいました。そこで販売を予定していた「キューバサンド」も、居酒屋「勝手串火さき」とのコラボにより誕生した商品です。

「なぜ居酒屋さんがパンを販売？」という疑問を持たれる方も多いかと思いますが、コロナの影響で居酒屋の業界も厳しく、業態を変えていかないといけないということで

佐伯社長に専用のパンを作って欲しいと相談があり、商品が誕生。

昨年の「肉フェス」では、2時間で300食を販売。2日間で約600食完売という大人気商品となりました。



「キューバサンド」は、現在かめばん店で販売されています。

他にも、「うず食堂」さんとのコラボで、「うず食堂」さんの美味しい唐揚げをコッペパンではさんだ商品や、ハンバーガーのパンズを春限定に、薄いピンク色にした商品の開発など、さまざまなお店とのコラボレーションでお店や地域の活性化に力を入れておられます。

### 質の良いコラボ商品ができるのは、 亀屋の人材育成の基礎が しっかり出来上がってきたから。

コラボされている商品は、お店のスタッフの方たちとアイデアを出し合いながら開発をされているそうです。

亀屋さんのホームページをご覧くださいとお分かりになるとと思いますが、佐伯社長は「人を育てる」ということにとっても力を入れておられます。

人が育たなければ、美味しいパンはできない。生きた酵母を扱うパン屋では、発酵時間の関係があり、

上手く時間管理ができないと、毎日長時間労働になりがちになる。「どうして今それをするのか」「次はこの作業をするから、今この段取りをしないといけない」。そういう事が分らないと、パンもおいしく焼けないし、仕事環境の改善もできません。最近はそういうことが理解できるスタッフが増え、新しい人を育てられる環境が整い、コラボなどの商品開発に取り掛かれる時間ができ、良い環境が整ってきていた時期だったと佐伯社長。これからのコラボ商品も楽しみです。

### 父から受け継いだ 「お客様に喜んでいただけるように」 という思いをどこまでも大切に。

昭和27年佐伯社長のおじいさまが亀屋を創業。戦後は「委託加工」という物々交換ができる形でパンの販売をされていたそうですが、当時は良質な物資も少なく、なかなか美味しいパンを自分の手では作れないと悩んでおられたそうです。そんな中、千葉の市川で美味しいパンを作るところがあると聞き、取引を始めたのが山崎製パンだったそう。そのままお父様の代の途中まで「ヤマザキショッブ」としてパンを販売されていました。時代が進み、コンビニが流行り出してきた時に、「このままでは競争が増えちゃう」と危機感を覚えたお父様は、技術を身につけるためにパン屋に修行に行き、現在の焼きたてパンを販売する「かめばん」が誕生。

お父様は常に「お客様に喜んでもらえるように」とおっしゃっておられ、いつも「お客様が飽きないように」と考

えてパンを作っておられたそうです。佐伯社長も「やはりそれが一番大事」と、お店のスタッフにもその思いを伝えていらっしゃいます。

その思いで行なってこられたお仕事は、いろいろな形で佐伯社長のもとに届いています。例えば、昔社長が小学校でパン作りを教えていた時に授業を受けていた子が、現在向島店の管理者をされているそうなのですが、その管理者の方が卒業した中学校で「パン屋になりたい女の子の夢を叶える」という企画があり、その管理者の元で2時間パン屋さん体験をし、とても喜んでいただけたこと。

親子代々受け継がれてきたパンを愛する思い、お客様や地域を愛する思いはスタッフに受け継がれ、巡り巡って人や店をつなげ、幸せな和となり、嬉しい形でご自身たちの元に戻ってくる。

そんな幸せな和を口頃から作っていくことが本業に大切だと感じるお話を伺いさせていただきました。

〈キリトリ〉



向島法人会だより  
特別クーポン!

立花かめばん店で  
ご購入頂いた方

10%OFF

有効期限  
2021年6月30日まで

- このクーポンをご持参の方のみ有効です。
- お一人様1回限りとさせていただきます。
- 佐伯社長のご厚意で発行していただいているクーポンです。ルールを守ってご利用ください。

有限会社 亀屋

〒131-0043 東京都墨田区立花2-1-11

電話 03-3619-2205

https://kameya-group.com/

〈キリトリ〉

## 租税教室開催しました

今年度も墨田区内の小学校6年生を対象として、正しい税知識の普及を目的とした青年部会主催による租税教室を墨田区内5校で開催しました。



令和2年10月15日(木) 立花吾嬬の森小学校



令和2年7月11日(土) 押上小学校



令和3年3月3日(水) 第二寺島小学校



令和3年1月27日(水) 隅田小学校



令和3年1月15日(金) 八広小学校

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む  
病気やケガの備えに

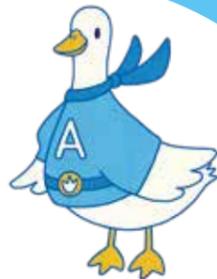
NEW

NEW  
医療保険  
**EVER**  
Prime



心配な「がん」の備えに

アフラックの  
生きるためのがん保険  
ALL-in



「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。  
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

東京第三支社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト17F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

P20183 AFツール-2020-0366-2102008 10月27日



## 都税事務所だより

### 5月は自動車税種別割の納期です

令和3年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月6日(木)に発送します。  
5月31日(月)までにお納めください。

#### 〈ご利用になれる納付方法〉



※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。  
※金融機関・郵便局の(ペイジー)対応のATM(現金自動預払機)から納付できます。  
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。  
詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。



※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)  
※納付書1枚あたりの合計金額が100万円未満の納税通知書・納付書に限りです。

[都税クレジットカードお支払サイト](#) [検索](#)



スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付できます。利用できるアプリは主税局ホームページをご覧ください。  
※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限りです。(アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。)  
※領収証書は発行されません  
(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口  
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限りです。  
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。  
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。  
詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

#### 車検時に納税証明書の提示を省略できます。

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)  
車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日9時~17時)  
詳しくは、東京都主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)の「税金の支払い」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

#### 【問合先】

固定資産税・都市計画税 / 納税について：墨田都税事務所 03-3625-5061 (代表)  
〒130-8608 墨田区業平1-7-4